

第 168 回臨時国会

文教科学委員会-2号 2007年10月30日

林久美子君 民主党の林久美子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは渡海大臣、大臣御就任おめでとうでございます。私事で大変恐縮でございますが、今からおよそ十五年ぐらい前に、私、渡海大臣がこの国会の場でお仕事をなさっていらっしゃるその姿を間近で学ばせていただいたこともございます。本日は、その尊敬をする大先輩にこうして質問をさせていただきますことを本当に光栄に思うのと同時に、あれから十五年たちまして、私も一児の母となりまして、今五歳の息子を育てておりますけれども、正に教育というものが国づくりである、大臣も所信表明の中でお話をいただきました。

そうした中で、先ほど佐藤先生の方からは大局的に、予算をどうしていくんだ、学力テストどうあるべきだということについて御指摘がございましたので、私の方からは、個別具体的に幾つかのテーマにわたりまして大臣の御所見、そしてこれからの文部科学行政について御意見を賜りたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

それではまず、先ほど来から、やはり財政状況が厳しいからというお話が多々ございました。そうした中で、本当に教育予算というのを拡充をしていかななくてはならない、より多くの税金を現場に振り分けて、ちゃんと子供たちや保護者が安心して学べる教育環境をつくる、さらには教員の先生もしっかりと子供たちと向き合う時間を確保していくためにやはり国は取り組んでいかななくてはならないという状況であるということについては、多分考え方は一致をしているのではないかというふうに思うんですが。

先日、多分文教の委員の先生方のところにも届いたかと思いますが、ある一枚のはがきが届きました。これは独立行政法人日本スポーツ振興センターから届いたのはがきでございます。これまで理事長を務めていらしゃった方が九月三十日をもって退任をされたと、そして新たに十月一日付けをもって理事長に就任をしたという内容のはがきをちょうだいいたしました。

この独立行政法人日本スポーツ振興センターというのは、国立競技場の運営、サッカーくじtotoなどのスポーツ振興のための助成業務、さらには学校における事故などに対応するための災害共済給付業務などを行っている組織でございます。そのセンターからはがきをいただいたわけでございますけれども、まずは今回新たに理事に就任をされた方のお名前とこれまでの経歴について教えてください。

政府参考人（樋口修資君） お答え申し上げます。

ただいま委員から御指摘ございました独立行政法人日本スポーツ振興センターの新理事長といたしまして、小野清子氏がこの十月一日から就任をされたわけでございます。

小野清子氏の主な経歴といたしましては、皆様方御案内のとおり、体操選手として昭和三十五年のローマ・オリンピック大会あるいは昭和三十九年の東京オリンピック大会に出

場され、東京大会では体操競技女子団体銅メダルを獲得をされておられます。その後、政府の審議会といたしましては、昭和四十七年から総理府の青少年問題審議会の委員や、あるいは昭和五十二年からは文部省の中央教育審議会の委員等を歴任をされておられまして、そしてその後、昭和六十一年から参議院議員として三期十八年在職をされたという御経歴でございます。スポーツ界におきまして財団法人日本体育協会や財団法人日本オリンピック委員会等のスポーツ団体の役員をこの間歴任をされているということでございます。以上でございます。

林久美子君 それでは伺います。  
この理事長の任命権者はどなたでしょうか。

政府参考人（樋口修資君） お答え申し上げます。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの理事長につきましては、独立行政法人の通則法がございまして、その第二十条の規定によりまして、主務大臣である文部科学大臣が任命することとなっております。

林久美子君 任命権者は文部科学大臣、すなわち渡海大臣ということでございました。それでは、続けて伺います。

報酬は月額で幾らでしょうか。年収、退職金、そして賞与も併せてお答えをいただきたいと思います。さらに、任期は何年であるかもお願いをいたします。

政府参考人（樋口修資君） お答え申し上げます。

役員の個々の年収並びに退職手当について公表しているものはないわけですが、独立行政法人日本スポーツ振興センター役員報酬規則並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター役員退職手当規則に基づきまして理事長についてそれぞれ算出をさせていただきますと、年間報酬につきましては一千八百万七千円、うち賞与分が五百十三万八千円となっております。退職手当につきましては、在職期間一年ごとに、独立行政法人評価委員会が決定する業績勘案率を一・〇と仮定した場合、百四十二万二千元、一年間で百四十二万二千元となるわけでございます。

なお、理事長の任期は四年となっております。  
以上でございます。

林久美子君 では、続きまして、理事長に小野清子前参議院議員を選任をされた理由をお聞かせいただきたいと思います。

国務大臣（渡海紀三朗君） 今局長からも随分お話をいただいたわけですが、

小野清子氏は、スポーツ選手としてオリンピックに出場するなどのトップレベルの選手の経験がございます。この選手としての経験、また、選手引退後も財団法人日本体育協会や日本オリンピック委員会など各種スポーツ団体の役員を歴任をされておまして、こういった団体を通じてのスポーツとのかかわりというものも非常に多くの経験をお持ちでございます。スポーツ振興の第一線で活躍され、スポーツ全般に高度な知識や経験を持っておられる、第一点でございますが。

また、先ほどこれもお話がございました中央教育審議会や青少年問題審議会の委員として教育、また児童生徒の心身の健全な発達等に関する政策形成にもかかわってこられたこと、こういったことから、これまでの小野氏の業績を評価して同センターの理事長に最も適任というふうに判断したものでございます。

林久美子君 理事長は今年の七月二十八日に参議院議員の任期を終了されまして十月一日に就任をされておりますので、六十五日間が経過をしているという状況でございました。

今、様々なオリンピック選手としての経歴もあり、そしていろいろな委員も務められておりということで適任者であったというお話がございましたけれども、今更申し上げるまでもございませんが、今官僚の天下りに関して大きな問題となっております。前回の国会では、政府・与党の皆さんが、我々は反対をしておりますけれども、内容については、名目としては天下りを規制をする法案というものを通されました。

では、伺います。大臣にお伺いしたいと思います。

官僚の天下りについての御見解はいかがでしょうか。

国務大臣（渡海紀三朗君） 私は、天下りというのは、基本的には、いわゆる必要とされる方が必要な職に就くことについて、これは私の個人的考えでございます、それは別にあっていいんだろうなと従来から思ってまいりました。ただし、あっせん、押し付けの天下り、これはいけない、これが原則的な考え方でございます。

有能な人材が世の中に囑望されて新たに仕事をされるということについては、基本的にそのことはあっていいんじゃないか。ただし、ただし、いろんな利害関係がございますから、いわゆる官僚の皆さんと色々な例えば民間企業なりそういったところとは。そういった意味で、きっちりとしたルールをやっぱり作ってその中で行われなければいけない、これが基本的な考え方でございます。

林久美子君 少し今回調べさせていただきましたが、このスポーツ振興センターの現職の理事長は前の参議院議員の方であると。そして、理事の方四人いらっしゃるけれども、そのうち三人が文部科学省と大蔵省から行かれた方であるというような状況でございます。

ただし、有能な人材の方が活躍されるのはいいのではないかという大臣の御見解もございましたけれども、今政治に対して大きな不信があるというのは、これはどなたも否定はされないことであると思います。とりわけ、官僚の方たちだけではなくて我々国会議員一人一人にもその姿勢というのは突き付けられている、我々がきちっと国民の皆さんから代表として国会へ送っていただいている以上、襟を正していかななくてはいけない。とりわけ、それぞれの行政をつかさどる大臣におかれましてはより一層そうしたことに対する国民の期待というのは高いんだと思います。

そうした中で、どうも今回の人事を見たときに、官僚の天下りは駄目だと言っている一方で、これでは、じゃ国会議員の天下りはいいのかというふうに私は国民の皆さんからそうした目で見られる部分というのはあるのではないかと思いますけれども、それでもなおかつ今回の人事は適切であったとお考えでしょうか。大臣の御見解を伺います。

国務大臣（渡海紀三朗君） 小野選手、選手と言っちゃいけない、小野清子氏に関して先ほども申し上げましたように、これは余人をもって代え難い人材でもあるというふうにも言ってもいいというぐらいのこれまでのスポーツにおける実績があると思います。そういった意味で、もちろん先生がおっしゃるように、今確かに我々も、官僚も襟を正して物事に臨まなきゃいけないということは、それはおっしゃるとおりだと思いますけれども、この小野先生に関しては私は国民の皆さんもそんな見方はそんなにされないんじゃないかと、それぐらいの実はスポーツにおける功労者であり実績のある方、余人をもって代え難しというふうに判断をいたしております。

林久美子君 非常にすばらしい方だという御答弁であったかと思うんですけども、しかしながら、人に対する評価というのは明確な基準、指標があって行われるものではございません。実際に私、この週末、地元に戻りましてこのお話をしてまいりました。理事長の年収は一千八百万円でございます。皆さんどうですか、理解できますかというふうに伺いましたら、全く理解できないという声しか聞かれなかったということは大臣にしっかりとお伝えをさせていただきたいと思います。そうしたことも踏まえて、しっかりと大臣としてこうした独法の人事に関しても国民の理解が得られるような形で人選を進めていただきたいということをまずお願いをしたいと思います。

では、続きまして、同じく独立行政法人の防災科学技術研究所についてを含めて、文科省の地震研究についてお伺いをしたいと思います。

現在、地震に関する調査研究を行っている行政機関は複数に上っておりまして、国土地理院、国交省とか経産省、そして文科省さんもしているわけでございますけれども、平成十年に公表されましたこの行政監察結果報告書によりますと、地震に関する研究の推進本部は関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこととされているが、関係調査研究機関が大蔵省、これ当時の大蔵省ですね、に対して行う概算要求について、

その内容をヒアリングし、大蔵省に対して各機関の概算要求について配慮を求める要望書を提出するにとどまっております、実質的な調整は行われていないと指摘をされています。その上でこれ、当時は科学技術庁がこの本部を担当していたわけなんです、関係行政機関の予算等の事務的確な調整を行うようにというふうに求められています。

これ、中央省庁の再編によって今推進本部は文科省の中に置かれているわけでございます。しかし、現在においてもなお、各省庁にこの地震研究についての機関は分かれておりまして、調査機関の予算は事実上重複しているというふうに言わざるを得ないというふうに考えております。冒頭申し上げましたように、文科省さんでは独立行政法人の防災科学技術研究所というのも所管をしていらっしゃる。あっちにもこっちにもあっちにもこっちにも地震に関する研究を行うところがあるわけですね。

結局、地震研究がこのようにばらばらに行われて関係省庁が多数に上っているから、過去、調整が難しくなって行政監察の勧告を受ける原因にもなったというのは当然明らかでございます、地震に関しての総合的な調査研究を行って、より一層の成果につなげ、それはひいては国民生活の安心や安全のためであるわけですけれども、そうしたことを考えたときに、本当にばらばらでいいんであるのかと、なぜばらばらのままなのかと考えると、やはりその各省庁の権限争い、権益争いというのを否定することができないというふうに考えておりまして、これはやはり国民の利益に反するであろうというふうに考えております。

この推進本部は各行政機関との調整を現在十分にこうした状況の中で果たしていると言えるのか、また、この地震の調査研究は一元的に取り組むべきであると考えておりますけれども、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

国務大臣（渡海紀三朗君） 委員御指摘のように、今地震の調査研究というのは我が省にございます地震調査研究推進本部、この方針の下で政府としては一元的に推進をいたしております。推進本部において地震研究の調査観測計画の策定や予算の調整、それから関係機関が役割を分担しつつ、全国的な地震観測網の整備や観測データの相互活用により効果的な調査の研究を行う体制の整備等、細かいことはもう申し上げませんが、研究の成果の総合的な評価も含め、こういったことを一元的に行っているというシステムでございます。

また、これも御指摘がございました平成十年の行政監察によって、推進本部が果たすべき機能が的確に発揮されていない、こういう認識から、地震調査研究の整備のための適切な措置を講ずると指摘をされたところでございます、この指摘を踏まえて平成十一年四月に今後の地震調査研究の基本となる総合的かつ基本的な施策の策定、平成十七年八月には今後の重点的調査観測計画の策定などを行い、毎年度地震調査研究を行う関係予算の調整も行って、その行った結果で財務大臣に申し入れておるところでございます。

対応が遅かったというような指摘もございましたので、大規模な地震が発生した場合は

二日以内に地震調査委員会臨時会というものを開催するようにし、総合的な評価等を行っているところでございまして、基本的にはこの本部が機能しているというふうには私は判断をいたしておりますが、確かに散らばっておりますと効率が悪くなるという点は、これは形の上から起こり得ることは多々あるわけでございますから、そうならないように更にこの推進本部の下で密接な連携も取り、無駄なく効率的に地震調査研究が着実に推進されるように努力をしまいたいというふうにご考えておるところでございます。

林久美子君 それでは確認をさせていただきたいと思います。今、国交省、経産省、文科省とまたがっているこの組織を統合するつもりはないと、一元化するつもりはないということでよろしいのでしょうか。

国務大臣（渡海紀三朗君） それぞれ役割が違っております。例えば防災科学研究所、これは防災に資するこの目的として地震発生のメカニズム等の研究を主にこれまでもやってきまして、私の地元にも大規模震度、滋賀県でございますから御存じだと思います、兵庫県にあります、こういったことが主にやっておるわけでございますし、気象庁は、これはどちらかという気象業務法に基づく業務観測として地震の観測を行っているという、こういう機能でございますし、各機関はそれぞれの目的に沿って調査研究というものをやっておりますから、すべてをその防災科学技術研究所が担うということは基本的には非常に難しいだろうというふうにご考えておまして、現在までのところ一元化するという考えはございません。なお効率的に効果的にその運営をするように更なる努力はしなければいけない、これは常に何でも考えなきゃいけないことでもありますけれども、そんなふうにご考えております。

林久美子君 役割が違うから一元化することができないという御答弁であったかと思うんですけども、私はそうは思わなくて、一つの組織の中で、文科省さんでもそうですよね、いろいろな役割を果たしていらっしゃるわけですね、それぞれの局で、それぞれの課で。そういうふうにご考えれば、わざわざ別組織に担当のところを置いとくことなく、一つのところでそれぞれの役割をちゃんと一極集中化して果たして、そしたら、やはりデータの共有だって早いわけだし、対応するにも早いわけだし、予算も人も本当に効率よく私は運営することができるんじゃないかというふうにご考えておりますので、その点はもう少しきちっと御検討をいただきたいということをお願いを申し上げます。

済みません、余り時間がございませんので、次へ行かせていただきたいと思います。

教育行政についてお金がないという話はずっと言われておまして、それで定数改善計画もとんざをしているというような状況の中で、今、教育予算がないから人が配置をできない、あるいは学校の耐震化も進まない。さらには、例えば特別支援教育というのが始まりましたけれども、障害のあるお子さんをお持ちの方たちは非常に期待をいらっしゃ

ったわけですね。きめ細やかな教育をしてもらえないか、対応をしてもらえないかと思っていたけれども、何にも変わらないと、人は増えていない、しかも受けられる教育のきめ細かさまで落ちてきているというような声も多数聞かせていただいております。

そうした中で、じゃ本当に文科省の予算の中で無駄はないのかと。先ほど指摘をさせていただきました独法の問題もそうです、この地震の問題もそうですけれども、じゃ、ちゃんと税金が適切に使われ、文科省の予算が適切に組まれているのかどうかというのをちょっと勉強させていただきました。その中で、不用率というものが大きな問題としてあるのではないかなと思ったんですけれども、この不用率というのは、予算を計上しているという中でどれだけ使われているかということで見ると、驚くべきことに、かなりこの不用率が高い科目があるということが分かりました。

例えば、文科省の本省の予算の中で科学技術振興費というのがまずございます。これはどういったことに使われているのか、教えてください。

政府参考人（坂田東一君） 委員お尋ねの文部科学本省に計上されております、項、科学技術振興費でございますけれども、これは産学連携や科学研究の振興などを通じました大学、研究機関の機能の強化、あるいはライフサイエンス、情報通信などの重要分野の研究開発の実施、次世代スーパーコンピューター、エックス線自由電子レーザーなどの国家基幹技術の開発でありますとか、あるいは国際宇宙ステーションなどの大規模な研究施設設備の整備、さらには以上申し上げましたような事業に係る事務費、こういったところに使われる経費でございます。

林久美子君 この科学技術振興費の中に諸謝金というのがございます。平成十九年度には四千九百万円余りが計上されているわけですが、この諸謝金というのは何に使われる、どういうお金なんですか。

政府参考人（坂田東一君） お尋ねの諸謝金でございますけれども、これは、科学技術の振興を図るために行います各種の公募事業あるいは公募型研究の審査や評価、さらには政策立案に資する調査研究の実施、こういったことに必要な協力者などに対する報酬及び謝金などでございます。

林久美子君 事前にいただきました資料の中で、諸謝金というのは、今御説明があったように、国の事務事業及び試験研究等を委嘱された者又は協力者等に対する報酬及び謝金、括弧、調査、講演、執筆、作業、研究、協力等に対する報酬及び謝金というふうに伺っておりますけれども。

平成十八年度というのはまだ分からないかもしれませんが、毎年かなりの金額が諸

謝金として計上されている中で、平成十五年度、十六年度、十七年度にこの科学技術振興費の中の諸謝金が幾らずつ残ったのか、不用率はそれぞれ何%なのか、教えていただきたいと思います。

政府参考人（坂田東一君） 委員お尋ねの科学技術振興費の中の諸謝金の不用率についてお答え申し上げたいと思いますが、平成十五年度は不用率は五二・九八%、平成十六年度が五一・五八%、平成十七年度は六九・七三%でございます。

これらの不用を生じます理由がもちろんございますけれども、例えば会議の開催の数が減ってきたというふうなこと、それから会議の出席者の数も少し減ってきたという、もちろん謝金を出す方の中に辞退をされるような方もいらっしゃると思いますので、そういったような原因で今申し上げた不用率というものが生じているということでございます。

林久美子君 先ほど佐藤先生の方から教育振興計画と予算編成の話がございましたけれども、会議の開催回数が減っている、出席委員の数が減っているということでございますけれども、しっかりとやっぱりそういうことも踏まえて最初に予算編成をすべきではないかと。とりわけ、いわゆる不用率、この科学技術振興費の諸謝金に関しては上がっているわけですね。平成十七年度、六九・七%、七割近くが残っているというような現状であるというのをまずちょっとしっかりと御認識をいただきたいと思います。

この科学技術振興費だけでは当然ありませんで、学校教育振興費というのもございます。この学校教育振興費というのはどういうものなのか。さらには、この中に委員等旅費という科目がありまして、平成十九年度には二億二千三百万円余りが計上されています。この学校教育振興費は何に使われていて、委員等旅費というものはどういうことに対して支出をされているのか、お伺いをしたいと思います。

政府参考人（坂田東一君） まず学校教育振興費でございますけれども、これは正にその名前のとおり、学校振興に係るいろんな業務の経費をこの中に含まれておりますけれども、お尋ねの旅費につきましては、教職員の資質の向上等を図るため、指導方法の改善や充実などに資することを目的といたしました調査研究事業等に係ります各種委員会、協議会等への出席、調査等のための交通費、日当、宿泊等の実費相当でございます。

林久美子君 それでは、同じように、この委員等旅費の不用率を、平成十五年度、十六年度、十七年度、教えていただきたいということと、それぞれの不用額、教えてください。

政府参考人（坂田東一君） お尋ねのありました委員等旅費の不用率でございますけれども、平成十五年度は四七・六四%でございます、不用額といたしましては一億と四百万円でございます。それから、平成十六年度につきましては、不用率が四八・八二%でござ

ざいまして、不用額といたしましては一億と九百万円でございます。平成十七年度は、不用率が五八・七〇%でございます。不用額といたしましては一億四千六百万円。

以上でございます。

林久美子君 それでは、お伺いをいたします。

こうして不用額として残された税金はどうなるのでしょうか。

政府参考人（坂田東一君） 不用額として残りましたものにつきましては、財務省の方にお返しをするということでございます。

林久美子君 つまり、予算として編成をして使われなかった不用な額の税金は、一たん国庫に返納されるということになるわけです。

すなわち、それはどういうことかという、じゃ不用率が高かったもの、不用額があったものについてしっかりと精査をして次の予算編成のときにきちっと減らしておいて不用率を極力下げるということをしておかないと、要するに、使わない税金が要求をされてまた戻されると、こう何か上澄みのようにくるくるくる回されている状況が生み出されているわけですね。その一方で、お金がないんだ、だから人も配置ができないんだ、教育に投資ができないんだというふうに今おっしゃっているようにしか私には見えないんです。

ですから、どういうことかと申し上げますと、しっかりと、きちっと計画性を立てて予算を組まなければ有効な税金の使い方ができない。すなわち、ここの文科省においては、子供の教育という本当に国家の基盤を担っていただいているにもかかわらず、こういう予算の組まれ方が適切なんだろうかということを、私は非常に強く憤りを感じるわけでございます。

渡海大臣、これは是非お伺いをしたいと思うんですけれども、今後この不用率についてどういうふうに見直しをしていかれるのか。これ、大臣の御決意と、現状認識についても併せて伺いたいと思います。

国務大臣（渡海紀三朗君） 委員の議論を聞かしていただいております、今、毎年、長年にわたってせいぜい多くても六割と、こういうのはちょっとやっぱりどうかと思いますね。ただ、多少のアローアンスはこの種のもはやっぱり要るんだろうというふうに正直思います。別にこれは使い込むわけじゃなくて返すわけでありますから、いろんなことを考えて年初、全部この計画がすべて立ってればいいわけですが、そうじゃないものの中には出てくるというのはやむを得ない部分はあると思います。

ただ、その不用率自身が五割そこそこだった、こういうことが何年も続くというのはやっぱりその執行の在り方、またその種類の予算の在り方に問題があるというふうに思いますから、できるだけこの不用が生じた理分、理由というものを分析をして適正なこれから

予算の執行に反映をさせたいというふうに思っております。

なお、文科省全体では、十七年度においては〇・二三%の不用率でございまして、まあ若干こういう問題はありますけれども、全体としてはできるだけ適正に運営をさせていただいております。

林久美子君 今日申し上げますでしたが、不用額が二十億円を超えているようなところもあるわけでございまして、全体として少ないからいいか悪いは、それは少ないにこしたことはないでしょうけれども、やはり細かな精査をして、やはりこの額があれば現場にいる子供たちの教育が良くなるわけですね。だから、そういうことのために多分皆さん知恵を絞って汗を流していらっしゃるわけでございますので、どうかその辺はしっかりと、今御決意もいただきましたけれども、見直しを進めていただきたいというふうに思います。

では、続きまして、財団法人日本相撲協会についてお伺いをしたいと思います。

新潟出身の序ノ口力士の斉藤さんが死亡をされたという本当に大変痛ましい事件がございました。こうした事件を契機に、日本相撲協会の在り方あるいは部屋制度の在り方などが本当に大きな問題となっております。指導なのか暴行なのかなどについては当局によって解明されるのを待たなくてはならないということはあるとしても、日本相撲協会の理事長の発言で、責任は部屋だと、日本相撲協会はどちらかという関係ないというような発言が、これはメディアでしか私も拝見をしていないんですけれども、繰り返されていたと。

私は、新聞やテレビでしか聞いておりませんので、まず、この発言は事実なのかどうか、お伺いをしたいと思います。事実として受け止めていいかどうか。

国務大臣（渡海紀三朗君） 事実という報告をいただいております。

林久美子君 それでは、日本相撲協会の寄附行為施行細則というのがあるんですけれども、この中の生活指導部規則というのがございます。

じゃ、本当に協会は関係ないのかどうかという点でもちょっと御紹介をしたいんですが、第三条の中に、生活指導部の業務は次のとおりとすると。第三条の一として、生活指導要綱に基づき、委員に対し指導上の指示を行うと。これ、委員というのは親方なわけでございますけれども、このように定められております。同じ第三条の二項では、諸官庁並びに関係方面と連絡し、生活指導の適正を期するとともに生活指導に必要な情報の収集に当たるといような定めもございます。

今回の事件も、正にこの生活指導の在り方が重要な問題であったとも取れるわけでございまして、これら二つの条項に関しまして、常日ごろからしっかりと親方に対しても指導ができるという体制を組まれているわけですが、どのように指示が行われてきたのか、そして今回どのような対応を行っていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

国務大臣（渡海紀三朗君） 今回の事件は、これは人の命が失われたわけですから、大変残念な事件でございます。

文部科学省としましては、これは、監督官庁ではありますが、この相撲協会の中の様々な運営につきましては、第一義的には協会が様々な判断をされてやられるべきものであり、我が方があれこれ言うことではないというふうに通常は考えております。

しかしながら、今回、そういったことで人の命が失われたということを考え、また公益法人たる日本相撲協会の公益事業の一つであるということで、去る、あれは何日かな、ちょっと日にちは今正直に申し上げられませんが、指導する必要があるということで相撲協会に文部科学省においでをいただきました。北の湖理事長がおいでをいただいたところでございます。そして、我々はしっかりと、事の真相の究明、そして責任者の処分も含めた真相の究明並びに再発防止策、二度とこういうことが起こらないようにどうするかということをしかりと検討しろということをご指導をいたしまして、その後、これはもう御案内のように、時津風理事長を解雇するということを始めとした様々な現在措置がとられているということでございます。

我々としては、その当初においてそういった指導を行ったということでございます。

林久美子君 済みません。ちょっと私の質問の趣旨がうまく伝わっていなかったようなんですが。

今回の事件を受けて、協会が生活指導部規則にのっとって、三条の一項と二項に関してどのような指導を行ったのかと。当然、これは公益法人ですから許認可権を持っていらっしゃるの文部科学省でございますので、当然文部科学省としても把握していらっしゃると思うんですが、そのことについて教えていただきたいと思っております。

国務大臣（渡海紀三朗君） 申し訳ありません。協会がということですね。

お尋ねの生活指導部規則第三条第一項、第二号に基づいて 今回ですか、過去はいいですか。

林久美子君 過去というのがあって、今回はどうだったんですか。

国務大臣（渡海紀三朗君） 過去におきまして相撲協会より聴取いたしましたところは、例えば禁じられている自動車の運転を力士が行っていたために、これについて当該力士の師匠である委員に対して口頭で注意を行ったと、こういう例がございます。また、プロ野球の私設応援団長と暴力団の関係者が不適切な関係を築いていた事件を受け、相撲界においてはこのようなことがないようにということで、警視庁の職員による講習を評議会、力士会において実施をしたなどの例が過去においてはございます。

また、今回の事件においては、十月一日及び四日に前時津風親方を協会に呼び、本件に係る事情を生活指導部長である伊勢ノ海親方ほかが聴取をしたと。それから、十月三日に伊勢ノ海親方ほかが時津風部屋を訪ね、部屋付きの親方や力士など計十八人より本件にかかわる事情を聴取するなど、生活指導上必要な情報収集などを行ったと相撲協会より報告を受けております。

林久美子君 今回の事件だけではなくて、いろいろと明らかになってくる中で、過去にも現役の方が亡くなっていらっしゃるという事例があるわけですね。そうした中で、本当にこの生活指導部規則というのが機能しているのかという問題が一つと、それと、やはり許認可権を持っている文科省がしっかりとそこを把握をして連携をしていっているというところができているのかどうかという部分で、非常に私はそこら辺の機能が果たされているのかなという部分では疑問を持っております。

そこでお伺いをしたいんですけども、日本相撲協会というのが公益法人でございますけれども、今現状、公益性があるというふうに当然考えていらっしゃるから公益法人なんでしょうけれども、この公益法人に対する主務官庁の監督権限というものは民法でも定められておまして、「主務官庁は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の状況を検査することができる。」と定められております。冒頭、渡海大臣は、基本的には協会であってということをおっしゃってございましたけれども、やはりこうした法律にも定められている以上、もうちょっと文科省にはしっかりとした対応を取っていただきたい、日ごろからの連携も含めてそうしたことに取り組んでいただきたいということを考えるわけでございます。

今回の事件をいろいろ拝見をしていますと、本当にこれからの未来ある若い命が奪われてしまったと。そういう中で、どうしてじゃこういう状況が生まれてしまったのか、どういう背景があるんだろう、過去この相撲協会はどういう道のりを歩んできたんだろうと見てくると、公益法人としてなっているわけですけども、やはり文科省は、そうした民法にも定められた権利を持っている以上、やはりこの相撲協会というのがどうしても独善的で閉鎖的であるということが大きな問題、要因の一つであるというように私には思えてなりません。こうした体質を改善するよというということも含めて文科省は指導すべきじゃないかと思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。おつもりがあるかないか、お答えをください。

国務大臣（渡海紀三朗君） 今回のことに関してもっとももっとこちらから積極的に関与しているんな調査をしというふうなことであれば、それはやっぱり少し違うんじゃないかなと正直思います。

我々は必要に応じて必要な指導もしてまいりましたし、また現在も、この再発防止検討委員会というものを設置するよというということで、そういう指導をし、その中には外部人材も入れるということもちゃんと指導をしまして、その報告を適宜実はいただいて、いろ

んな疑惑があればちゃんと説明責任を果たすようにということもかなりきつく実は申し上げております。

これは、やはり人の命が失われているわけでありますからその必要だという判断をしたわけでありますし、当然、再発防止のためには過去の事故も検証しなさいということもしっかりと申し上げております。適宜これらの報告を受けながらそういった検討を待ちたいというふうに思っておりますし、やるべきことについては指示をしっかりとしているつもりでございます。

私が申し上げましたのは、ただ、中で、じゃ理事長がどうだとか、こうだとか、それはその協会がお決めになることであろうというふうな意味で申し上げたので、ちょっと言葉足りなかった部分は訂正をさせていただきたいというふうに思います。

林久美子君 大臣も今回の事件の重要性というのはもう十二分に御認識をいただいているんだと思います。

では、ちょっと時間もございませんが、二つまとめて伺いたいと思います。

先ほど申し上げましたように、民法では「主務官庁は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の状況を検査することができる。」という定めがございます。今回は人の命が失われている状況でございます。文科省さんは今回はしっかりと主務官庁として検査をされたのかどうかというのが一点です。

それと、もう一つ。今、検討委員会で第三者の方も入ってと、これ非常にいいことだと思います。しかしながら、今この財団法人日本相撲協会寄附行為を見てみますと、今、役員、評議員にはいわゆる親方であるとか行司さんであるとか、そういう方しか入れない仕組みになっているのはもう大臣御存じであるというふうに思います。

私は、やはりこうした公益性の高い、公益法人であるわけでございますから公益性が高い団体でないといけないうわけで、そのためにも、こういう寄附行為の検討も含めて、やはり常日ごろから第三者の声が届く、風が入るような仕組みをつくるということも大事ではないかなと思うんですけれども、その二点についてお答えください。

国務大臣（渡海紀三朗君） 具体的にこちらから調査といいますか、立入検査をしているという事実はございません。あくまで必要に応じて報告をいただいているということでございます。

あと、この理事会等に外部人材を入れる、入れない、これは正に協会の判断でおやりになることだと考えております。ただ、少なくとも、今回は事故が起こったということで、この検討委員会については我々がしっかり指導し、そして今五人の外部人材が、外部の検討委員会の委員が就任をしていただいております。

そういった中で、協会自身も、私は、伊勢ノ海さんというのが社会教育部長なんですが、来られたときに申し上げました。それは、多くの人が見ておられますよと、要するに、信

頼を回復してください、そのために何ができるかということをごきっちりご皆さんで議論して結論を出していただきたいということをご申し上げております。

そういった皆さんの今やっぺいらっしやるその作業といひますか、検討をまた我々も待ちたいといひますか、見守りたいというふうにご思っております。必要があればまた新たな指導をさせていただきます、そのように考えております。

林久美子君 大臣の御答弁を伺っていますと、基本的には協会だという部分と指導をするという部分ご混在をしていて、非常に、どういふ判断基準で指導をする場合と協会の自主性にごいふところと線をご引いていらっしやるのか、正直ちょっと私には見えにくいと。

もう一つ申し上げますと、人が亡くなっぺいて検査してないご。じゃ、いつ文科省として、民法に定められた主務官庁であるわけですから、そうしたことを果たされるのかなご。人の命の重さというものを考えますと、やっぱりより一層、協会の自主性という問題もあるでしょうけれど、もっと前向きなご取組もお願いをしたいというふうにご思ひます。

時間もございませんので、最後に一点だけご伺ひをいたします。

日本相撲協会寄附行為の第四条の、法人の事業について書かれています。やはり相撲というものは日本の伝統でもありまして、多くの人に参加をしてもらご、みんなが楽しめるスポーツでなくてはいけごない。信頼の回復という意味でも、いろいろな人が参加をして、いろいろな人が慣れ親しんで、いろいろな人の声が届く仕組みになっぺて初めて信頼というものは私は回復するんだご思ひます。

そうした中で、私は今の協会がやや独善的で閉鎖的であるというふうにご考えておるわけでごございますけれども、この第四条の中ご四番目に「青少年、学生に対する相撲の指導奨励」というのが掲げられておりますけれども、今現状どういふようなことが行われているかごいふのをちょっとご伺ひしたいご思ひます。

国務大臣（渡海紀三朗君） 相撲協会より聴取いたしましたところ、ご尋ねの件につきましては、学校や社会教育団体などに親方や力士を派遣して相撲の指導を行うこと、また、小学生を対象とした全国規模の競技会としてわんぱく相撲全国大会を開催することなどがあごるという報告をいただいております。

林久美子君 私ご聞いておるごところでは、国技館を使っぺてアマチュアの方たちが練習をされると。アマチュアの方で、やはり恥づかしいというごのがあっぺて、スパッツをはきたいという方ごて多いんだごそうです。しかしながら、今は協会の考え方で、国技館ではスパッツを着用してはならないというふうにごしていて、アマチュアの方たちが、まあいふと、夢の舞台である国技館でプレーをすることができないわけです。

やはりごこうしたことは、そもそもは何ごごいふことになるかごいふと、独善的で閉鎖的ご、やはり協会が内部の論理で動いているからなんだご思ひますごね。この相撲がたく

さんの方に愛されて、たくさんの方に参加をしてもらって信頼できる相撲協会としていくためには、やはり普通の感覚が入る仕組みというのを私はだからつくらないといけないんじゃないかなと思うわけです、このスパッツにしてもだからそうなんです。

だから、そういったことで、先ほどもこの寄附行為を見直して、外部の方が常日ごろから、どういうポジションでもいいですよ、でも議論の場に行って意見を言えると、いわゆる多数決で、全会一致じゃなくて採決していらっしゃるそうですので、何人かそういう一般の人が私は入っていてもいいと思うんです。だから、いろんな人の考え方が入っているような議論がなされて、今たくさんの方に相撲に親しんでもらう。今なんか特に外国人力士もいらっしゃいます、中学校を出て力士になる方もいる、高校を出てからの方もいる、大学を出てからの方もいる。いろんな人たちがこの相撲という競技に取り組んでいる中で、やっぱり開かれた、いわゆる世間でいう一般的な感覚もやはり協会の中には必要ではないかというふうに私は考えておりますが、最後に大臣の御見解を伺って私の質問を終わらせていただきます。

国務大臣（渡海紀三朗君） そうですねというふうに申し上げたい部分もあります。しかしながら、私はやっぱりそれぞれの団体が、例えば税制上おかしいことをやってないとかそういったことをきっちりチェックするのは我々の責任だというふうに思いますけれども、競技そのものについていろいろと競技団体が考えておられる、それが基本的にいわゆる法律上問題のないところでいろんなルールをつくっておられることについては、私はある程度競技団体の自由度があっていいと思ってるんです。

で、そういう前提に立って言えば、先ほど言いましたように外部の人材を入れる入れないかというのは、これはやっぱり大相撲協会自身がお考えになることであり、今先生がおっしゃるように国民から信頼される、また愛されるということを考えればそういうことも必要だというのは、彼らも考えるときも私はあると思いますよ。あると思いますが、しかしそれを公益法人だからといって、じゃ、そうしなさいという指導はこれはできないと思いますね、正直。法律上無理だと思いますよ、民法上も。だから、事故の例えば調査というのは、今実は捜査の手も入っているわけなんです、だからそういった意味で非常に難しいところもあります。

ですから、どこまでできるかというのは限界があると思いますけれども、しかしやっぱり公益法人としてあるまじき、そういったことがあれば我々は適正に指導をしていくということであって、それが基本的なルールだというふうにお答えをさせていただきたい。このことは、これは私の考えで申し上げておりますから、そういうものだというふうに私は考えております。また、御批判なり御意見があればいただければというふうにも思います。

林久美子君 ありがとうございます。